令和７年７月１日
文教委員会資料
庶　　務　　課

城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について
（土壌汚染対策法等）

１．概要・経緯

区有施設の整備において、土壌汚染対策法（以下、「法」という）および都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「都条例」という）に基づく届出を行っていない工事には、現在進行中の「城南第二小学校改築工事」が含まれている。

同工事では、設計段階（令和３・４年度）において土壌調査を実施した結果、調査区域の一部土壌から基準値を超える「鉛及びその化合物」が検出されたが、法および都条例に基づく必要な届出を提出せずに、着工後（令和５年度～）汚染土壌の場外搬出を行っていたことが判明した。なお、搬出した土壌については、適正に運搬・処分したことを確認している。

〇未提出の届出

該当条項		届出内容
法	第　４条第１項	一定規模以上の土地の形質の変更届出書
	第　４条第２項	土壌汚染状況調査結果報告書
	第 12 条第１項	区域内における土地の形質の変更届出書
	第 16 条第１項	汚染土壌の区域外搬出届出書
都条例	第 117 条第２項	土壌汚染状況調査報告書
	第 117 条第３項	汚染拡散防止計画書

２．児童等の健康への影響

汚染土壌は法で定める土壌溶出量基準および土壌含有量基準について超過しているが、児童等が通常活動する範囲は掘削除去または舗装により措置されており、健康への影響の心配はないものと考えている。加えて、安全性をより一層高めるために立入制限やシート被覆を行った。（詳細は別紙１のとおり）

３．対応状況と今後の予定

未提出の届出について、順次、東京都へ提出を進めており、現時点では、新校舎棟の工事（令和７年７月完了予定）に遅延が生じる可能性は低いと考えている。

今後、汚染土壌が確認されている区域は、引き続き、工事の進捗に合わせ掘削除去などの措置を実施する。

別紙１

D3-5

調査区分	調査深度		鉛
	地表（m）	TP（m）	溶出量（mg/L）
概況調査	表層（-0.38～-0.88）	表層（+2.02～+1.52）	0.032
詳細調査	-1	+1.40	0.065
	-1.25	+1.15	0.065
	-1.5	+0.90	0.006
	-2	+0.40	0.006
	-3	-0.60	0.002
調査区分	ストレーナー深度		鉛
	地表（m）	TP（m）	地下水（mg/L）
詳細調査	-1.90～-5.90	+0.50～-3.50	0.001未満
基準値			0.01以下
定量下限値			0.001

C3-4

調査区分	調査深度		鉛
	地表（m）	TP（m）	含有量（mg/kg）
概況調査	表層（-0.30～-0.80）	表層（+2.13～+1.63）	300
詳細調査	-1	+1.43	340
	-1.25	+1.18	450
	-1.5	+0.93	270
	-1.75	+0.68	15未満
	-2	+0.43	15未満
	-3	-0.57	15未満
基準値			150以下
定量下限値			15

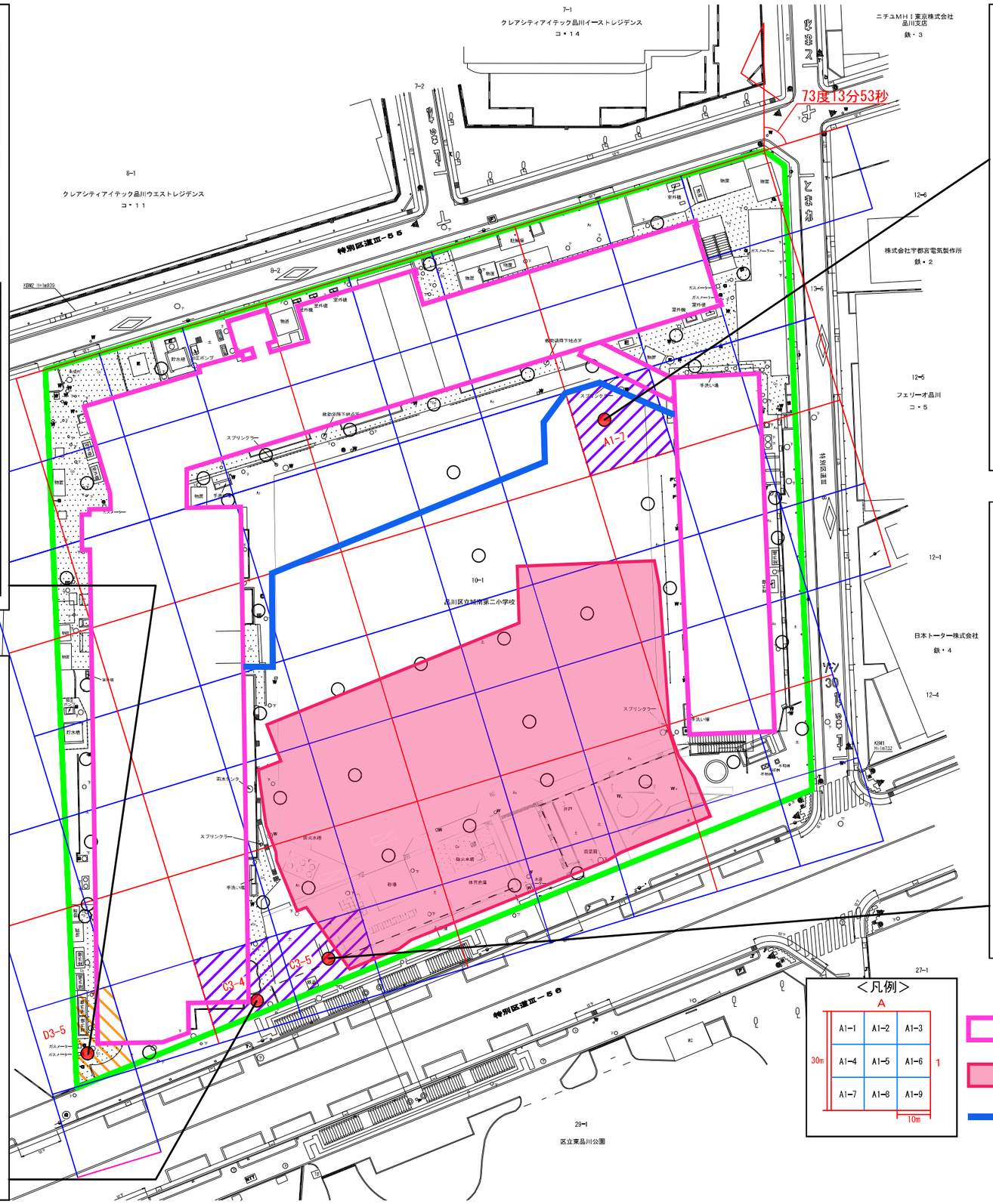

A1-7

調査区分	調査深度		鉛
	地表（m）	TP（m）	含有量（mg/kg）
概況調査	表層（-0.30～-0.80）	表層（+2.19～+1.69）	200
詳細調査	-1	+1.49	82
	-2	+0.49	15未満
基準値			150以下
定量下限値			15

C3-5

調査区分	調査深度		鉛
	地表（m）	TP（m）	含有量（mg/kg）
概況調査	表層（-0.10～-0.60）	表層（+2.12～+1.62）	290
詳細調査	-1	+1.22	37
	-2	+0.22	15未満
基準値			150以下
定量下限値			15

調査結果図